

入 札 説 明 書

“

令和 7 年 4 月 22 日

入札執行者

秋田県健康環境センター所長

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

オートアナライザー賃貸借契約

別紙仕様書に示す内容について入札するものとし、入札金額は 1 か月あたりの賃貸借料とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 賃貸借期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（120 か月）ただし、予算の都合により、当該契約期間を変更することがある。（地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

3 賃貸借物件の設置場所

秋田県健康環境センター

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額 120 か月分の 100 分の 5 以上の金額を納付しなければならない。ただし、規則第 160 条第 2 項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、入札保証金については入札開始の前までに、秋田県健康環境センターへ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行うものとする。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額 120 か月分の 100 分の 10 以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第 177 条第 2 項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①又は②の書類を令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時までに提出し、審査の結果免除を認められた者。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約書。

② 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）。

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は上記②の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者。

5 必要書類の提出等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札保証金免除申請書（入札保証金の免除を申請する場合）

(2) 提出期間

令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 12 日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 6 号

秋田県健康環境センター総務企画室総務チーム

電話番号 018-832-5005

(5) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

6 入札に対する質問及び回答

(1) 当該入札に対する質問は、別添質問書様式により令和 7 年 5 月 8 日（木）までに書面により行うこと。

(2) 質問書に対する回答は、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに秋田県公式 WEB サイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

7 入札の方法

入札書に契約期間内における 1 か月あたりの賃貸借料を記載すること。

入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に付する事項」を記載のうえ提出すること。

8 開札の方法等

(1) 開札は原則として入札参加者又はその代理人が出席のもを行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 入札参加者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 入札参加者が 1 者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(6) 入札は 2 回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

(7) 開札に立ち会う場所に持参するもの

ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）

イ 再度の入札に使用する印鑑

ウ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札。

ア 委任状を持参しない代理人のした入札。

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札。

(2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札。

(3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札。

(4) 同一の入札について 2 者以上の入札者の代理人となった者の入札。

(5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札。

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札。

(7) 前各号に定めるほか、入札心得等での指示に違反すると認められる入札。

10 契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

11 その他

(1) 入札に関する説明会は実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認められた場合には説明を求めることがある。

(3) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。なお、提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。

(4) 入札参加者は、入札説明書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

(5) 次の各号に該当する場合は、入札に参加しないものとみなす。

ア 入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされない場合。

イ 確認書類等を期限内に提出しなかった場合。

(6) 契約条件

当該契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継

続契約であることから、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、落札者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。